

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 規則  
福島県事務委任規則の一部を改正する規則
- 規則  
福島県行政組織規則の一部を改正する規則
- 訓令  
福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

## 規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年九月二十四日

### 福島県規則第六十八号

#### 福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条ただし書中「第四十三号」の下に「から第四十七号まで」を加え、同条第二十六号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項から第三項までの規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同条に次の四号を加える。

- 四十四 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）の施行に關する次に掲げること。
- (1) 第十二条第一項の規定による許可
- (2) 第十二条第三項の規定による条件の付加
- (3) 第十二条第四項の規定による公表及び市町村への通知
- (4) 第十四条第一項の規定による許可又は不許可の処分

福島県知事 内堀雅雄

- (5) 第十四条第二項の規定による許可証の交付又は通知
- (6) 第十五条第一項の規定による協議
- (7) 第十六条第一項の規定による変更の許可
- (8) 第十六条第二項の規定による変更届出書の受理
- (9) 第十六条第三項で準用する第十二条第三項の規定による条件の付加
- (10) 第十六条第三項で準用する第十二条第四項の規定による公表及び市町村への通知
- (11) 第十六条第三項で準用する第十四条第一項の規定による許可又は不許可の処分
- (12) 第十六条第三項で準用する第十四条第二項の規定による許可証の交付又は通知
- (13) 第十六条第三項で準用する第十五条第一項の規定による協議
- (14) 第十七条第一項の規定による完了検査申請書の受理及び完了検査
- (15) 第十七条第二項の規定による検査済証の交付
- (16) 第十七条第四項の規定による確認申請書の受理及び確認
- (17) 第十七条第五項の規定による確認済証の交付
- (18) 第十八条第一項の規定による中間検査申請書の受理及び中間検査
- (19) 第十八条第二項の規定による中間検査合格証の交付
- (20) 第十九条第一項の規定による定期報告の受理
- (21) 第二十条第一項の規定による許可の取消し
- (22) 第二十条第二項の規定による工事主等に対する工事施行停止命令又は災害防止措置命令
- (23) 第二十条第三項の規定による土地所有者等に対する土地使用禁止若しくは使用制限命令又は災害防止措置命令
- (24) 第二十条第四項の規定による工事主等に対する緊急工事施行停止命令又は工事従事者に対する緊急作業停止命令
- (25) 第二十条第五項前段の規定による行政代執行
- (26) 第二十条第五項後段の規定による公告
- (27) 第二十条第六項の規定による費用負担の決定
- (28) 第二十一条第一項の規定による届出書の受理
- (29) 第二十一条第二項の規定による公表及び市町村への通知
- (30) 第二十一条第三項の規定による擁壁等に関する工事の届出書の受理
- (31) 第二十一条第四項の規定による公共施設用地の転用の届出書の受理
- (32) 第二十二条第二項の規定による必要な措置の勧告
- (33) 第二十三条第一項の規定による土地所有者等に対する改善命令
- (34) 第二十三条第二項の規定による土地所有者等以外の者に対する改善命令
- (35) 第二十三条第三項で準用する第二十条第五項前段の規定による行政代執行
- (36) 第二十三条第三項で準用する第二十条第五項後段の規定による公告
- (37) 第二十三条第三項で準用する第二十条第六項の規定による費用負担の決定
- (38) 第二十四条第一項の規定による立入検査
- (39) 第二十四条第二項で準用する第七条第一項の規定による身分証明書の交付

- (40) 第二十五条の規定による報告の徴取
- (41) 第二十七条第一項の規定による届出書の受理
- (42) 第二十七条第二項の規定による公表及び市町村への通知
- (43) 第二十七条第三項の規定による勧告
- (44) 第二十七条第四項の規定による命令
- (45) 第二十八条第一項の規定による変更届出書の受理
- (46) 第二十八条第三項で準用する第二十七条第二項の規定による公表及び市町村への通知
- (47) 第二十八条第三項で準用する第二十七条第三項の規定による勧告
- (48) 第二十八条第三項で準用する第二十七条第四項の規定による命令
- (49) 第三十条第一項の規定による許可
- (50) 第三十条第三項の規定による条件の付加
- (51) 第三十条第四項の規定による公表及び市町村への通知
- (52) 第三十二条第一項の規定による許可又は不許可の処分
- (53) 第三十二条第二項の規定による許可証の交付又は通知
- (54) 第三十二条第一項の規定による協議
- (55) 第三十五条第一項の規定による変更の許可
- (56) 第三十五条第二項の規定による変更届出書の受理
- (57) 第三十五条第三項で準用する第三十条第三項の規定による条件の付加
- (58) 第三十五条第三項で準用する第三十条第四項の規定による公表及び市町村への通知
- (59) 第三十五条第三項で準用する第三十三条第一項の規定による許可又は不許可の処分
- (60) 第三十五条第三項で準用する第三十三条第二項の規定による許可証の交付又は通知
- (61) 第三十五条第三項で準用する第三十四条第一項の規定による協議
- (62) 第三十六条第一項の規定による完了検査申請書の受理及び完了検査
- (63) 第三十六条第二項の規定による検査済証の交付
- (64) 第三十六条第四項の規定による確認申請書の受理及び確認
- (65) 第三十六条第五項の規定による確認済証の交付
- (66) 第三十七条第一項の規定による中間検査申請書の受理及び確認
- (67) 第三十七条第二項の規定による中間検査合格証の交付
- (68) 第三十八条第一項の規定による定期報告の受理
- (69) 第三十九条第一項の規定による許可の取消し
- (70) 第三十九条第二項の規定による工事主等に対する工事施行停止命令又は災害防止措置の命令
- (71) 第三十九条第三項の規定による土地所有者等に対する土地使用禁止若しくは使用制限命令又は災害防止措置命令
- (72) 第三十九条第四項の規定による工事主等に対する緊急工事施行停止命令又は工

- (73) 事従事者に対する緊急作業停止命令
- (74) 第三十九条第五項前段の規定による行政代執行
- (75) 第三十九条第五項後段の規定による公告
- (76) 第三十九条第六項の規定による費用負担の決定
- (77) 第四十条第一項の規定による届出書の受理
- (78) 第四十条第二項の規定による公表及び市町村への通知
- (79) 第四十条第三項の規定による擁壁等に関する工事の届出書の受理
- (80) 第四十条第四項の規定による公共施設用地の転用の届出書の受理
- (81) 第四十一条第二項の規定による必要な措置の勧告
- (82) 第四十二条第一項の規定による土地所有者等に対する改善命令
- (83) 第四十二条第二項の規定による土地所有者等以外の者に対する改善命令
- (84) 第四十二条第三項で準用する第三十九条第五項前段の規定による行政代執行
- (85) 第四十二条第三項で準用する第三十九条第五項後段の規定による公告
- (86) 第四十二条第三項で準用する第三十九条第六項の規定による費用負担の決定
- (87) 第四十三条第一項の規定による立入検査
- (88) 第四十三条第二項で準用する第七条第一項の規定による身分証明書の交付
- (89) 第四十四条の規定による報告の徴取
- (90) 第四十六条第二項の規定による必要な措置の勧告
- (91) 第四十七条第一項の規定による造成宅地所有者等に対する改善命令
- (92) 第四十七条第二項の規定による造成宅地所有者等以外の者に対する改善命令
- (93) 第四十七条第三項で準用する第二十条第五項前段の規定による行政代執行
- (94) 第四十七条第三項で準用する第二十条第五項後段の規定による公告
- (95) 第四十七条第三項で準用する第二十条第六項の規定による費用負担の決定
- (96) 第四十八条で準用する第二十四条第一項の規定による立入検査
- (97) 第四十八条で準用する第二十五条の規定による報告の徴取
- (98) 第四十九条の規定による申出の受理
- (99) 第四十五条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の施行に関する次に掲げること。
  - (1) 第七条第一項及び第二項の規定による申請書の受理
  - (2) 第三十七条第一項及び第二項の規定による変更申請書の受理
  - (3) 第五十一条の規定による費用負担の額の算定基礎の明示
  - (4) 第六十三条第一項及び第二項の規定による申請書の受理
  - (5) 第六十七条第一項及び第二項の規定による変更申請書の受理
  - (6) 第八十一条の規定による費用負担の額の算定基礎の明示
  - (7) 第八十八条の規定による証明書の交付
- (100) 四十六 福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（平成十二年福島県条例第四十八号）の施行に関する次に掲げること。
  - (1) 第一条第一項の規定による手数料の徴収
  - (2) 第一条第五項の規定による手数料の免除

四十七 福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（令和六年福島県規則第四十四号）の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第九条の規定による工事着手届の受理
- (2) 第十一条第一項の規定による協議書の受理
- (3) 第十一条第二項の規定による協議書の受理
- (4) 第十一条第三項の規定による通知
- (5) 第十一条第四項で準用する第九条の規定による工事着手届の受理
- (6) 第十一条第四項で準用する第十六条の規定による工事の中止・廃止・再開届出書の受理
- (7) 第十四条第一項の規定による変更協議書の受理
- (8) 第十四条第二項の規定による変更協議書の受理
- (9) 第十五条の規定による変更届出書の受理
- (10) 第十六条の規定による工事の中止・廃止・再開届出書の受理
- (11) 第二十条の規定による完了届の受理
- (12) 第二十三条の規定による工事着手届の受理
- (13) 第二十五条第一項の規定による協議書の受理
- (14) 第二十五条第二項の規定による協議書の受理
- (15) 第二十五条第三項の規定による通知
- (16) 第二十五条第四項で準用する第二十三条の規定による工事着手届の受理
- (17) 第二十五条第四項で準用する第三十条の規定による工事の中止・廃止・再開届出書の受理

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第六十九号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則（平成十五年福島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表都市総室の項第十八号中「の規定」を「及び第四十五条」に改める。  
別表第一の八の表分掌事務の欄建設事務所の項第三十二号の次に次の一号を加える。  
三十三 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関すること（福島県いわき建設事務所を除く。）。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

訓令

福島県訓令第十二号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和六年九月二十四日

本庁機関  
出先機関

福島県知事 内堀雅雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の八の表都市総室の部都市計画課の項8を次のように改める。

8 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関する次に掲げること。	建設事務課
(1) 第12条第1項の規定による許可	○
(2) 第12条第3項の規定による条件の付加	○
(3) 第12条第4項の規定による公表	○
(4) 第14条第1項の規定による許可又は不許可の処分	○
(5) 第15条第1項の規定による協議	○
(6) 第16条第1項の規定による変更の許可	○
(7) 第16条第3項で準用する第12条第3項の規定による条件の付加	○
(8) 第16条第3項で準用する第12条第4項の規定による公表	○
(9) 第16条第3項で準用する第14条第1項の規定による許可又は不許可の処分	○

<p>(10) 第16条第3項で準用する第15条第1項の規定による協議</p> <p>(11) 第20条第1項の規定による許可の取消し</p> <p>(12) 第20条第2項の規定による工事主等に対する工事施行停止命令又は災害防止措置命令</p> <p>(13) 第20条第3項の規定による土地所有者等に対する土地使用禁止若しくは使用制限命令又は災害防止措置命令</p> <p>(14) 第20条第4項の規定による工事主等に対する緊急工事施行停止命令又は工事従事者に対する緊急作業停止命令</p> <p>(15) 第20条第5項前段の規定による行政代執行</p> <p>(16) 第20条第5項後段の規定による公告</p> <p>(17) 第20条第6項の規定による費用負担の決定</p> <p>(18) 第21条第2項の規定による公表</p> <p>(19) 第22条第2項の規定による必要な措置の催告</p> <p>(20) 第23条第1項の規定による土地所有者等に対する改善命令</p> <p>(21) 第23条第2項の規定による土地所有者等以外の者に対する改善命令</p> <p>(22) 第23条第3項で準用する第20条第5項前段の規定による行政代執行</p> <p>(23) 第23条第3項で準用する第20条第5項後段の規定による公告</p> <p>(24) 第23条第3項で準用する第20条第6項の規定による費用</p>	<p>建設事務課 所長</p>	<p>○</p>	<p>負担の決定</p> <p>(25) 第24条第1項の規定による立入検査</p> <p>(26) 第25条の規定による報告の徴取</p> <p>(27) 第27条第2項の規定による公表</p> <p>(28) 第27条第3項の規定による催告</p> <p>(29) 第27条第4項の規定による命令</p> <p>(30) 第28条第3項で準用する第27条第2項の規定による公表</p> <p>(31) 第28条第3項で準用する第27条第3項の規定による催告</p> <p>(32) 第28条第3項で準用する第27条第4項の規定による命令</p> <p>(33) 第30条第1項の規定による許可</p> <p>(34) 第30条第3項の規定による条件の付加</p> <p>(35) 第30条第4項の規定による公表</p> <p>(36) 第33条第1項の規定による許可又は不許可の処分</p> <p>(37) 第34条第1項の規定による協議</p> <p>(38) 第35条第1項の規定による変更の許可</p> <p>(39) 第35条第3項で準用する第30条第3項の規定による条件の付加</p> <p>(40) 第35条第3項で準用する第30条第4項の規定による公表</p> <p>(41) 第35条第3項で準用する第33条第1項の規定による許可又は不許可の処分</p> <p>(42) 第35条第3項で準用する第34条第1項の規定による協議</p>	<p>○</p>
---	---------------------	----------	---	----------



- (1) 第1条第1項の規定による手数料の徴収
- (2) 第1条第5項の規定による手数料の免除

別表第二の8の表都市総室の部まちづくり推進課の項6の次に次のように加える。

7 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関する次に掲げること。  
第45条第2項の規定による指  
定の解除

**附 則**

この訓令は、令和六年九月二十四日から施行する。

(行政経営課)